

日本へ入国する際の税関手続のご案内

「携帯品・別送品申告書」A面を記入の上、税関に提出してください。

なお、免税範囲を超える方は、B面も記入してください。到着時免税店で購入した物品も申告の対象となりますのでご注意ください。(裏面もあわせてご覧ください。)

(注) A面で全て「いいえ」の方は、B面の記入は不要です。

(A面) 日本国税関 税関様式C第536号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名	ZZ001	出発地	ニュージーランド
入国日	2019年12月25日		
氏名	フリガナ ゼイカン タロウ		
税関	税関 太郎		
居住所(日本の)	東京都千代田区霞ヶ関3-1-1		
滞在先)電話	0120	(461)	961
職業	会社員		
生年月日	1993	年	9月4日
パスポート番号	A B 1 2 3 4 5 6		
旅行番号			
同伴家族	20歳以上 名	6歳以上20歳未満 名	6歳未満 名

※ 以下の質問について、該当する口に「✓」でチェックしてください。

- 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ
 - ① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持込みが禁止されているもの (B面1.を参照) はい いいえ
 - ② 肉製品、野菜、果物、動植物等の日本への持込みが制限されているもの (B面2.を参照) はい いいえ
 - ③ 金地金又は金製品 はい いいえ
 - ④ 免税範囲 (B面3.を参照) を超える購入品・お土産品・贈答品など はい いいえ
 - ⑤ 商業貨物・商品サンプル はい いいえ
 - ⑥ 他人から預かったもの はい いいえ

※上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

- 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属を持っていますか? はい いいえ
 - ※「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。
- 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?
 - はい (個) いいえ
 - ※「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記入したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限る。)確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

【注意事項】
海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したものを、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し必要な検査を受ける必要があります。**申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰される場合があります。**

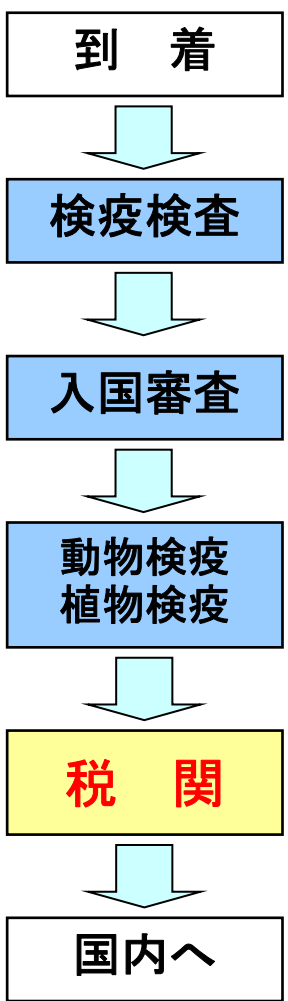
この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名 税関 太郎

税関で確認が必要な事項ですので、A面は必ず記入してください



日本への入国手続き



免税範囲 (成年者1人あたり)

品名	数量又は価格
酒類	3本 (760ml/本)
たばこ	紙巻たばこ 400本
	又は
	葉巻たばこ 100本
	又は
	加熱式たばこ 個装等 20個
	又は
	その他のたばこ 500g
	※加熱式たばこの免税数量は紙巻きたばこ400本に相当する数量となります。
	※2021年10月1日以降、たばこの免税範囲が変わります。
	詳しくは税関ホームページをご覧ください。
香水	2オンス
その他の物品	20万円 (海外市価の合計額)

[注意]・商品・商品サンプル等は上記免税範囲が適用されず、課税対象となりますので、申告書B面にも必要事項を記入してください。

日本への持ち込みが禁止されている主なもの

- 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚せい剤、MDMA、指定薬物など
- 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
- 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体
- 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品
- わいせつ雑誌・わいせつDVD、児童ポルノなど
- 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

日本への持ち込みが制限されている主なもの

- 猟銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
- ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品 (ワニ・ヘビ・リカガメ・象牙・じゃ香・牀テンなど)
- 事前に検査確認が必要な生きた動植物、肉製品 (ソーセージ・ジャッキー類を含む。)、野菜、果物、米など (事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。)
- 医薬品、化粧品など (数量に限度があります。)